

愛媛県 道路パトロール結果管理システム構築業務 委託仕様書

1. 目的

県では、業務効率化を進めていくために各課が主体的に業務最適化に取り組んでいる。本業務では、県管理道路のパトロール業務を対象にプロセスの見直しを実施し、最適化したプロセスに合わせ、職員によるシステムの変更にも対応できるよう、ローコードシステム開発ツールを使用したシステムを構築することで効率化を図る。

2. 基本方針

パトロール日誌の電子化および Web アプリケーション・システムの構築は、現在使用されている様式を基に発注者と打ち合わせを行い、作成・開発するものとする。

3. 基本要件

- (1) 将来的に検討される他システムとの連携を考慮して、親和性の高い Web 技術により構築されたシステムを採用する。
- (2) システム導入等については、発注者と業務について理解した開発担当者との間で十分な協議を行い、開発を行う。
- (3) 利用拠点数は以下のとおりである。
 - ・道路維持課+ 10 拠点（各地方局建設部・土木事務所）

4. システム要件

(1) システム開発

- ① パトロールを実施した際に、タブレット等の端末を用いてデータ入力を現地で行えること。
 - ※但し、山間部等電波が届かない場所を除く。
- ② GPS 情報を用いて、現在地を取得できること。
 - ※但し、山間部等電波が届かない場所を除く。
- ③ パトロールルートの管理ができること。
- ④ 写真を撮影し、クラウド上に保存できること。

(2) 様式作成

- ① Excel ファイルで出力できること。
- ② 様式出力後、編集ができること。
- ③ 様式の標準化を行うこと。
 - ※様式イメージは別紙を参照

(3) セキュリティ

- ① ユーザーごとのアクセス権管理ができること。

- ②レコードごとの変更履歴が閲覧できること。
- ③ユーザーによる操作の監査ログが閲覧できること。
- ④IP アドレス制限機能があること。
- ⑤クライアント証明書による端末認証機能があること。

(4)その他

- ①レコードに対するコメント機能があること。
- ②ユーザーに対する通知機能があること。
- ③レコードを集計し閲覧できるレポート機能があること。

5. 業務の範囲

(1)ライセンスの調達

試行期間（2ヶ月間）に使用できるクラウドサービスを利用するのに必要なライセンスを調達すること。

(2)通信キャリアの調達

試行期間（2ヶ月間）に使用できる SIM は、県管理道路において最も広い範囲で利用することができるキャリアを調達すること。

(3) 開発

Web アプリケーション・システムの開発を行うこと。

(4) マニュアル作成

本業務にて作成した Web アプリケーション・システムの操作マニュアルを作成すること。

6. 履行期間

契約締結日~令和6年度3月31日

7. 調達方法

企画提案コンペ(プロポーザル)

8. プロジェクト管理

(1) 実施体制

作業管理者として情報処理安全確保支援士の資格を持つ者を1人配置すること。

※但し、作業従事者及び作業管理者は兼任してもよい

(2) 打合せ協議

打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果品納品時に行う。

① 業務着手時

業務計画書等をもとに、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、業務に必要な資料等の貸与を行う。

② 中間打合せ

様式の決定など業務の区切りにおいて、必要回数を計上する。

③ 成果品納品時

成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。

9. 提出物

本業務に係る提出物は、以下のとおり。なお、特に指定がない限り、紙媒体 1 部及び電子データを提出すること。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

・業務計画書及び計画工程表

(2) 業務進捗に合わせて随時提出するもの

・作成した Web アプリケーション・システム（※システムの提供を持って提出とみなす）

・各種操作マニュアル

(3) 業務完了時に提出するもの

・業務完了届及び実施工程表

・業務報告書

・タブレット等情報処理端末：10 台

GPS センサー搭載、SIM スロットあり、10 インチ以上、アウトカメラ有、ストレージ 64GB 以上

(4) その他発注者が業務の確認に必要と認める書類

10. 再委託

本業務の実施に当たり、再委託が必要となる場合は、事前に発注者の承認を得ること。

11. 秘密保持

(1) 受注者は、本業務の実施に当たり、知り得た情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後も同様の義務を負う。

(2) 受注者は、発注者から提供された資料等を厳重に取り扱うものとし、本業務の目的以外のために利用（複製及び加工を含む）し、又は第三者に提供してはならない。

(3) 受注者は、本業務終了後、速やかに発注者から提供された資料等を返還すること。

12. 情報セキュリティ管理

本業務の実施に際して、個人情報の保護に関する法律、愛媛県情報セキュリティポリシー

一のほか、関係法令等を遵守すること。

13. 著作権

- (1) 本業務を遂行するにあたり、新たに発生した関連書類及び開発部分（市販の汎用アプリケーション等パッケージソフトに帰属する部分を除く。）の著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に規定する権利を含む。）その他の権利については県に帰属するものとし、受注者は成果物に関する著作者人格権を行使しない。
- (2) 本業務の範囲内で、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受注者の責任において、その権利の使用に必要な費用を負担し、使用許諾契約に関わる一切の手続きを行う。
- (3) 本業務の範囲内で、発注者に帰属しない著作物がある場合にあっては、受注者は発注者に当該著作物の関連文書を成果品として納入するものとし、この関連文書についても上記(1)及び(2)に準ずる。

14. その他

受注者において本業務の実施に関し疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

以上

別紙1) パトロール日誌

様式-1

パトロール日誌

部長 (所長)		建設企画 課長 (企画工 事検査専 門員)		課長		係長		平成 年 月 日 天候
パトロール 実施責任者職氏名					パトロール 実施者職氏名			
区 分	パトロールの区分・箇所					パトロール時間		
						自 時 分 至 時 分		
						自 時 分 至 時 分		
						自 時 分 至 時 分		
						自 時 分 至 時 分		
区 分	実 施 内 容				措 置 事 項			
テロ対策に係る パトロール	施設名	不審者、不審 物等の有無	破壊行為等 の有無	その他異常の 有無				
特記事項								

受裁者欄は各事務所で変更しても可

別紙2) 異常詳細

参考様式-1(1)

道路施設パトロール記録表

建設部・土木事務所名		日 時		
路線名	記 録 者			
施設名	構造形式			
施設場所				
対象構造物	確認項目	異常の有無	異常の状況、程度	
	応急対応の必要性			
道路面	縁端部の破損			
	路面の破壊、陥没、沈下、平坦性			
	ひび割れ			
	構造物の取付付近の段差等			
	注入目地材			
	崩土、その他の障害物			
路肩	沈下、クラック			
	アスカーブ、コンクリートカーブの破損			
	塵芥、その他の障害物			
法面・擁壁等 (仮設防護柵設置箇所を含む)	クラック、崩壊等			
	落石等			
	法面保護工及び排水工			
	落石防護工			
	防護工内の崩落土石			
	目地切れ、はらみ出し、滑動等			
	地すべり抑止工			
	地すべり抑制工			
排水	側溝、暗渠等の破損			
	汚泥、土砂の堆積			
	湛水及びえっ水			
橋梁及び歩道橋	橋面舗装、高欄			
	橋台背面の沈下			
	床版等			
	支床部、伸縮装置			
	主桁、主構			
	橋台、橋脚の破損			
	洗掘			
特記事項				

道路施設パトロール記録表

建設部・土木事務所名		日 時	
路線名		記録者	
施設名		構造形式	
施設場所			
対象物構造物	確認項目	異常の有無	異常の状況、程度 応急対応の必要性
トンネル	内部壁面のクラック、 剥離等		
	漏水、氷結		
	側溝等		
	路面のクラック、 盤ぶくれ等		
	杭門工		
	照明器具		
	換気設備		
	非常設備		
	付属施設等		
	坑口付近上部斜面		
	落石覆工		
	歩道、 自転車歩行者道及び 自転車道	路面	
境界ブロック			
排水工等			
路上障害物			
街路樹及び 植樹帯	倒木等		
道路付属 施設	立体横断箇所及び地下 横断歩道		
	排水ポンプ等		
	駐輪場の上屋		
設備等の盗難			
占用等に関する事項(不法占用、未承認工事、禁止行為)			
特記事項			